

## 続『小倉藩人畜改帳』 横灘別符村について

安部 和也

『小倉藩人畜改帳』（以後は『改帳』で表記する）に關しての拙文は、『別府史談』五号に発表済みです。今回改めて前回分を補充する意味の「続編」として纏めてみました。

別府が「別符」と表記されていた江戸時代初期の慶長四（一五九九）年、徳川家康は豊後蔵入地速見郡横灘・由布院を松井康之に任せるために、あらたに豊後の国東・速見の両郡六万石を康之の主君丹後宮津の細川忠興に増、松井康之を木付城に入城させて、蔵入地をはじめ細川領を統治させた。

慶長五年天下分け目の関ヶ原合戦での、細川藩の武功に対して豊前一国が新たに細川氏に与えられて、三十万石の大大名になった細川忠興は、速見・国東と豊前宇佐郡の一部合せて二万六千石を、知行地として康之とそ

の子興長に与えた。横灘・由布院の徳川蔵入地は、そのまま康之の統治が続いた。

木付城主松井康之・興長は、横灘四ヶ村惣庄屋掘助丞に、別符村・浜脇村・石垣村・小野小平村と、萩原知行立石村の合せて五ヶ村の住民の氏名・年令・身分・夫役の可否・家畜の頭数を調査報告させた。その調査報告書が『改帳』である。

領民の領主に対する負担は、年貢と戦時の夫役をはじめ平時の労役であり、領主はそれらを課するためには領民の実体の把握が必要であった。年貢取りたてのための基本台帳の検地帳はすでに備わっていた。そこで『改帳』で、戦時の夫役の徴発をスムーズに行うことを目的とした人口調査と考えられる。

『改帳』で現存する原本は、合せて三十七冊で松井文書・永青文庫文書（藩庁文書）として熊本大学に収蔵されており、これ等を総称して『小倉藩人畜改帳』と呼んでいる。

『改帳』で別府に關係するものを拾ってみると、左記の『改帳』が挙げられる。

慶長十六年二月十八日

速見郡之内横灘四ヶ村家付・人付・牛馬御改帳

(松井文書)

元和八年六月

豊後速見郡之内御蔵納横灘人畜御改之帳

(永青文庫文書)

元和八年六月

豊後速見郡之内萩原殿御知行立石村人畜御改之帳

(永青文庫文書)

元和八年六月十日

豊後国速見郡由布院横灘木付人畜御改目録

(永青文庫文書)

元和八年

豊前国並豊後国国東郡・速見郡人畜改帳総目録

(永青文庫文書)

この『改帳』は昭和三十二年、東大より『大日本近世史料』として刊行されて、初めて衆人の目に触れた。これは、徳川初期の郷土横灘・立石村の農村構成を知る貴重な文献史料である。

別符横灘四ヶ村と立石村の当時の農村構成は、『改帳』で知ることが出来るが、調査を命じた統治者松井康之・

興長と、調査を行なった惣庄屋堀助丞については、『改帳』では知ることが出来ないのので、我が家の伝承を踏まえて記すことにした(助丞に付いては『史談』二号発表済み)。

### ○松井康之・興長

文禄二年(一五九三)朝鮮の役に、出兵した豊後国二万石の領主大友吉統は、敵前逃亡の罪を犯して豊臣秀吉の媚気に触れて、豊後国は秀吉によって没収され、秀吉子飼いの武將に朝鮮の役の恩賞地として与えられ、残り太閤蔵入地(直轄地)になった。

豊後国速見郡は、太閤蔵入地となって杵築城主杉原長房に預けられ、その後早川長敏に預けられていたが、府内城主福原直高の除譜により、早川長敏が再び府内城に、そして新たに豊後国東・速見両郡六万石が丹後田辺十一萬石細川藩に増され、合せて徳川家の蔵入地由布院・横灘を細川藩の重臣松井佐渡守康之に家康が統治を任せると、木付城に康之を入城させた。

松井康之は、十二歳で十二代将軍足利義輝の近習となり、二二歳で細川藤孝(幽斎)の長女おこうを娶り、興

長をもうけた（細川藤孝は足利十一代將軍義晴の四男ともいう）。

細川藩主細川藤孝のもとの姓は、長岡姓であったのが、天正十九年（一五九一）豊臣秀吉より武門の細川氏を興せとのことで、長岡を止めて細川越中守を名乗った。

康之は、義父細川藤孝を扶けて数々の勲功をあげ、織田信長・羽柴秀吉を感じさせた。特に文祿の役（一五九二）における論功賞として、秀吉より大名に取り立てられるは臣下として申し訳なしと堅く固持したので、秀吉はその心情を激賞して、徳川家康に遺命として康之の大名処遇を託した。

秀吉死亡後、大老筆頭の徳川家康は、秀吉との約束を果たすため康之を大名に取り立てようとしたが、秀吉の時と同じように堅く固辞したので、康之の主家細川家に国東・速見両郡六万石を増し、康之を木付城主に任命して、徳川家蔵入地由布院・横灘を統治させた。

徳川家康が、松井康之に横灘・由布院の蔵入地を預けた時の経緯が、「神社明細帳抄録」に次の文章で記されて

いるという。

家康は、康之を伏見城に召して、「われ汝を厚く封ぜんと欲す。然れど曩に石州（石見の口）を秀吉に辞す、その義視るに足れり、豈これを覆すに忍びんや、われ豊後に間田あり。為に公田、あまたを兼裁すれば幸ひ甚だし」と康之に預けられたと。康之に預けた幕府領の租を、家康は徴収しなかったという。

慶長五年（一六〇〇）大友吉統は、旧臣を石垣原に結集させて、大友再興のため西軍石田三成に組みして、徳川方・東軍黒田・松井に戦を挑んだが、大友軍は大敗した。翌日の関ヶ原合戦でも、東軍徳川方は大勝した。

関ヶ原合戦後、直ちに論功行賞があり、細川忠興には豊前一国が与えられ、国東・速見の両郡を合わせて三九万石の大大名となって、中津城を居城とした。忠興は、国東郡、速見郡、宇佐郡の一部合せて、二万六千石を松井康之・興長親子の知行地として与えたのであった。康之は、慶長十七年一月二十三日木付城にて、七三才の生涯を終えた。康之の死後横灘・由布院の幕府領は、藩主細川忠興の預かりとなった。

中津城を居城としていた忠興は、小倉城を改築して細

川の掘城として小倉に移り、中津城は三男忠利の居城とした。寛永十年（一六五六）熊本城主加藤忠広は、徳川幕府の取り潰しにあり、その後任に細川忠利が任じられ国変えを行って五十八万石熊本城主となった。

松井興長は細川家の転譜に従い、肥後に移り三萬石八代城主となった（松井興長は母方細川の旧姓長岡と改め、長岡監物と号した）。旧八代城内北の丸にある松井神社（旧県社）は、松井康之を祀ったものである。

### ○堀助丞（詳細は『別府史談第二号』）

姓を堀、名を助丞、号〈通称〉を吉正と言い、故あって肥前龍造寺隆信の家臣となっていた父渡辺吉信（真那井渡辺氏の出）は、天正十一（一五八五）年島津・有馬連合軍と戦い、父吉信は郎党とともに戦場の露と消えた。

残された吉正（九歳）は堀七郎左衛門尉吉元（大神堀氏でもとの米屋旅館の家祖）に連れられて別符に帰還したという。慶長元年大地震が発生し、杵築城主杉原長房は、吉正（二十歳）を庄屋に任じて後始末をさせた。

慶長四年（一五九九）杵築城に入った松井康之は、吉正を重用した。特に慶長十四年（一六〇九）石垣原合戦

後の大友の残党の不隠な行動を、油屋与兵衛とともに察知して、杵築城桑原才蔵に協力して不穏分子を鎮圧した。その功績に対し、吉正を別符横灘の惣庄屋に起用し、渡辺姓を堀姓（妻は堀吉元の娘）に変えさせ、竹輪に九枚笹の家紋を与えた。さらに使用人五人の帯刀も許した。「堀家文書控え」には、助丞に対しての康之の感謝状には、次のように記されているという。

#### 石垣原合戦餘事

先年木付へ逆意仕候もの共横灘四ヶ村に隠居候旨申上候段神妙に被思召候就其惣庄屋被仰付八郎四郎跡之知行従当所務被遣候 弥向後可抽忠節者也

慶長十四年

十一月六日

松井佐渡守

康之

別符助丞どのへ

また、吉正の長男吉種を、細川藩の転譜に随伴させて、武士に取り立て近習役とした。江戸時代の堀助丞家の格式を表した文章が『福田紫城著「別府温泉 名勝史談」別府市史蹟名勝顕彰会 昭和十二年七月廿五日発行に、

次のように記されている。

八幡朝見神社記として、「十月八日神御輿松原に幸し宵祭を行ふ、地頭代理助之丞五万石の諸侯に準ずる格式を以て供奉員参拾名を従へ社参」とあり、と。

横灘の尊敬と羨望の的の堀助丞家も、維新によって細川五十四万石の後楯をなくした助丞家最後の継承者堀助七は、一族の者三名とともに親族矢田宏に従って西南の役に中津隊として西郷軍に加わり、各地の戦闘に参加（詳細は『別府史談』四号）重傷負いながらもただ一人別府に生還することができたが、昔の格式（助丞の襲名）を發揮することは無かった。

助丞家の堀家は、明治・大正・昭和・平成と、後継者の努力で家系は維持してきたが、惜しむらくは今から十数年まえ助七の孫・堀えん氏の死亡により、残念ながら堀助丞家は絶家となった。

## ○横灘

横灘とは、別府湾に面した小浦村から浜脇村に至る村々の総称で、特に幕府領（天領地）の住民のことを横灘衆と呼んで、大名領地の住民とは格式を異にすると自負し

ていた。

太閤蔵入地となった現在の別府全域は、その後の幾多の変遷を得て慶長五年松井佐渡守康之が、徳川家康より由布院・横灘の蔵入地を預けられて、木付城に入城した。当時の横灘も、その後内竈・亀川・野田は小給松平氏へ、鶴見は久留島氏へと大名領地として分割され、残りの幕府領横灘の元和八年当時は、別符・浜脇・石垣・小野小平の四ヶ村（立石村は細川の親戚萩原氏に分与された）で、これ等の村々を現在の大字名で表すと、別符は大字別府、浜脇村は大字浜脇、石垣村は大字南石垣・同北石垣、小野小平村は大字別府東山の内（枝郷地区）、立石村は大字南立石と考えて大差ないと思う。

## ○人畜改帳

現存『改帳』の内、元和八年六月十日の『豊後国速見郡内由布院横灘木付人畜御改目録』（永青文庫文書）は次のようになっている。

## 目録（図一）

速見郡由布院・横灘・木付総高そうたか

惣高合そうたかあわせ 一万四千四百貳拾五石壹斗九升八勺五才

惣家数合そういえかずあわせ 貳千三百三拾八軒

男女惣合そうあわせ 六千四百四拾八人

御惣庄屋そうしょうや 四人

千三拾貳人 本百性ほんひやくしょう小百性こひやくしょう共二

七百六人 名子なご

拾人 鍛冶

五人 かこ

貳人 大工

六拾五人 筋病すじやまい・息引いきひき

貳拾四人 坊主

三人 山伏

拾五人 鉢開はちひらき

九人 牢人ろうにん

五人 目くら

千三百九拾三人 拾五ヨリ上

五百五拾三人 拾五ヨリ下

男数合 三千八百貳拾五人

女数合 貳千六百拾五人

牛馬惣合 千四百六拾疋ひき内

式百八拾貳疋馬

千百七拾八疋牛

元和八年

六月十日

別符村惣庄屋 助ノ丞

石丸村惣庄屋 次郎右衛門

乙丸村惣庄屋 市左衛門

石武村惣庄屋いしむら 甚左衛門

木付庄屋 兵右衛門

同 半兵衛

同 孫兵衛

同 新左衛門

同 次郎左衛門

井上六右衛門尉殿

小篠次こしの大夫殿

続兵つづま左衛門尉殿

浅山清右衛門尉殿

仁保太兵衛殿じんぼ

井上六右衛門尉は細川藩より派遣された代官で、その上段に書かれている小篠・続・浅山・仁保の四氏は、細川藩の藩方奉行衆として藩政を主宰している『改帳』の総括責任者と見られている。

申告者の別符村惣庄屋助丞は横灘四ヶ村と立石村の二七八一石。石丸村惣庄屋次郎右衛門は由布院御料所十三ヶ村の二六二一石。乙丸村惣庄屋市左衛門は由布院御料所七ヶ村の一七四石。石武村惣庄屋甚左衛門は由布院御料所六ヶ村の一三六九石。

以上速見郡内幕府領は、四手永の八一三八石余りとは別に、後記木付廻り浦手三ヶ村（天領）二二七石余りとなる（蔵入地は、慶長八年幕府成立によって幕府領・天領となる）。

この幕府領とは別に、木付下庄十一ヶ村長岡式部少輔殿（松井興長）御知行地の二六一八石は庄屋木付兵右衛門。同上庄十五ヶ村御給人方の一五七二石は庄屋安部新左衛門。木付廻上八坂七ヶ村長岡少輔殿御知行分の七九四石は庄屋森永孫兵衛・同工藤長右衛門。同木付廻御給人方九ヶ村の一七二二石は庄屋工藤半兵衛・同歳田安部新兵衛・同安部勘右衛門。木付廻御給人方真那井村の二

三六石は庄屋渡辺次郎左衛門尉。とは別に浦手として、速見郡浦手御蔵納（幕府直轄）三ヶ村の二二七石は片野うら半七・加貫浦惣右衛門。速見郡真那井村浦手の一二五石は浦庄屋甚介。以上の細川藩領五〇五六石余りと、天領二二七石余りの木付総高六二八六石余りは、木付庄屋五人の管轄となっている。

幕府領数ヶ村の管轄者は惣庄屋と呼び、藩領地の数ヶ村を管轄しても惣庄屋とは呼ばれず、庄屋と呼ばれていたようである。

この『改帳』を見る限りでは、当時すでに速見郡では、細川藩特有の手永制度が布かれていたことがわかる。「手永」とは数ヶ村の農村をまとめた一人の惣庄屋があり、その下に小庄屋と呼ばれる村庄屋を置いた農村支配体制で、惣庄屋は小庄屋の任免権を有し、代官代理にもなり得たようである。同じ速見郡内の細川藩領地では、農村数ヶ村を纏めた「組」を形成させ、組内の村庄屋の代表を庄屋と呼んでいた。

由布院・横灘では、見かけなかった「浦手」なる字句が木付廻りで初出している。浦手とは海浜で漁業・製塩・船運等に従事している専業者集団のことで、農業を専業

とする百姓の村方とは、區別して浦方の浦百姓と呼ばれていた。地先漁場での漁業権は浦方のみに認められ、たとえ同じ村内でも村方は排除されていた。

当時の漁業にふれてみる。元禄一〇年（一六九七）の段階で、数名が一艘の漁船・一乗の網を共有して、操業するという細々とした漁業をしていたに過ぎなかったということが、江戸に近い房総九十九里浜作田村で、しかも漁獲の鯛は干鯛にされて、畿内の綿作農家の肥料として送られていたことが史料で示されていると云う。これを見る限りでは、お江戸の近くの漁村でさえ、漁獲の魚は肥料にするを目的とした操業ゆえ、豊後木付の浦方は漁業より主に製塩・船運を専業としたのではなからうか。木付廻り浦手真那井村（日出町真那井）の浜は、塩田の跡地として知られている。

建久八年（一一九七）大友能直が浜脇の漁師に与えた魚座七人衆宛の漁業認可の覚書は……。当時、魚座が事実存在していたならば、当然「改帳」の時代別符・浜脇にも、浦手が形成されていて然るべきなのに、横灘惣庄屋堀助丞が「隠しことがあるとおぼしめの場合、一言の申しひらきもいたしません」と、身命をとって調査報告

した『横灘人畜改帳』には、浦手の存在は記されていない。

○速見郡由布院・横灘総目録（図二）

家数貳千三百三拾八軒

一 男女数六千四百四拾人

内

男參千八百貳拾五人内

四人ハ

御惣屋

千三拾貳人ハ

頭百姓小百姓

七百六人ハ

名子

拾人ハ

鍛冶

貳人ハ

大工

五人ハ

水夫

六拾五人ハ

こしぬけ

貳拾四人ハ

坊主

三人ハ

山伏

拾五人ハ

はちひらき

九人ハ

牢人

五人ハ

目くら

千三百九十三人 歳十五より

上ノ八男

五百五十三人 歳十五より

下ノ八男

一 牛馬千四百六拾疋内 牛千百七拾八疋

馬貳百八拾貳疋

横灘別符村目録 (図三)

高六百四拾五石貳斗四升四合三勺貳才

家数合 百九軒

男女合 四百老人

壹人 御惣庄や

六拾九人 本百姓小百姓共ニ

壹人 坊主

壹人 鍛治

貳人 かこ

百人 拾五上

三拾七人 拾五下

貳拾九人 名子

横灘手永別符村の集計 (図四)

男女合四百老人

男数合 式百四拾人

女数合 百五拾三人

牛馬合九拾七疋 貳拾七疋馬

七拾疋牛

内

壹人 惣庄屋

壹人 小庄屋

拾老人 頭百姓

五拾七人 小百姓

壹人 一向寺

一人 鍛治

貳人 かこ

九人 親

百老人 女房

貳拾八人 拾五ヨリ上

卅七人 拾五ヨリ下

七拾壹人 下人

五拾貳人 下女

貳拾九人 名子

外二

牛馬合九拾七疋内 七拾疋 牛

貳拾七疋馬

郡帳簿の「目録」に記されている家数百九軒は、横灘四ヶ村の帳簿（手永帳簿）には記されていない（以後郡帳簿・手永帳簿に區別）。

村の石高は「手永帳簿」では最初に高六百四拾九石貳斗四升四合三勺貳才。別符村と記され、それから各所帯ごとの職業・構成人の氏名・年令・続柄身分・牛馬数が記されている。

「手永帳簿」での小庄屋と頭百姓・小百姓は「郡帳簿」では本百姓小百姓ともにと纏められて記されている。

「郡帳簿」では、拾五才より上の数字には「手永帳簿」の下人・親をも含めた数字となっている。同じく「手永帳簿」の女房・下女は、「郡帳簿」では纏められている。

拾五才より上・下と親の数字は男のみの数字である。

「郡帳簿」の数字は、夫役を課せられる人員の本百姓の六拾九人を主目的としたもので、本百姓から除外された者を、夫役負担「役不立<sup>やくたたず</sup>」と見なし。その他惣庄屋・寺僧・職業人の鍛冶・かこの五人も免除されたようである。夫役負担は、家を構えた本百姓に課せられるもので、例えば家を構えていても隠居・名子・病人・牢人・職業人・庄屋等は除外されていた。

こうして見ると、「郡帳簿」は夫役可能数を把握した帳簿であるのに対し、「手永帳簿」は村内の全ての人間の氏名年令を所帯毎に職業・身分と牛馬の飼育頭数の調査の帳簿で、現在の住民基本台帳に当たるものといえる。

### ○頭百姓・小百姓

『改帳』に記されている頭百姓とは百姓の頭に立つ人物で、本百姓・大百姓と同意義と解釈される。これ以外の百姓を小百姓と呼んでいるようである。検地<sup>けんち</sup>によって新しく出てきた土地を、水呑百姓<sup>みずのみ</sup>と武士をやめて百姓になることを希望した者達に与えて、小規模ながら地主百姓にさせた者達で、大百姓に対しての小百姓である。

頭百姓の十一人は、下人・下女・名子の使用人を抱え牛馬を飼育している。多いものでは頭百姓の八郎は、下人・下女・名子合わせて十人、それに牛二疋馬壹疋合わせて三疋を飼育している。少ないものでも、頭百姓の甚三郎は名子一人牛一疋である。

これに対し小百姓の五拾七人の内、下人・下女・名子を抱えているものは三十六人。多いものでは小百姓の甚三郎で、下人・下女合わせて五人、牛馬それぞれ壹疋の二疋を飼育している。小百姓五十七人中、四十五人は牛馬を飼育しておるが、残り十二人は飼育してない(牛馬の飼育が当時の農業経営に必要なことは後記する)。

百姓以外の職業では、鍛冶・かこ(船頭)・大工・坊主が郡帳簿に記されている。

「かこ」

速見郡内五人の「かこ」の内別符村が二人、浜脇村が二人、石垣村が一人で全部横灘で占めている。郡内の海岸部は「捕手」として、片野村・木村下庄・加貫村・真那井村の各村は、「郡帳簿」には「かこ」の記入がない。ということとは、「かこ」とは単なる船頭ではなく。

海運業者のことと思われる。

ところが著明な歴史学者執筆の『○○○の歴史』の中で、人畜改帳細川藩領の職業別人口表では、「かこ」を日用取・奉行人と同等の分類がなされているが、横灘手永の「かこ」は、日銭稼ぎの「日用取」とは考えられない。「改帳」横灘手永に記されている「かこ」を図五・六に纏めてみた。

「かこ」の記入例(図五)

かこ

一 与兵衛	歳三拾八	下人弥三郎	歳三拾三	牛三疋
女房	歳三拾五	下人甚四郎	歳四拾八	馬壹疋
女子おい	歳八ッ	下人弥七郎	歳貳拾五	
親喜衛門尉	歳六拾	下人源五郎	歳貳拾七	
女房	歳五拾七	名子善衛門	歳五拾	
		女房	歳四拾八	

その他横灘「かこ」例の(図六)

別府のかこ 孫三郎

下人二 下女二

石垣の百姓かこ 彦三郎

下人一 下女一 名子一 牛三疋

浜脇の百姓かこ善兵衛

下人一 下女一 没 牛壹疋

かこ惣左衛門尉

下人一 下女一 名子一

以上が横灘五人の「かこ」の所帯構成の内訳で、この

五人を日銭稼ぎの「日用取」といえるだろうか。すこし時代は異なるが、細川氏が熊本五十四万石に転譜になって、豊後鶴崎村を細川藩領として支配していた時、「かこ」の身分を「士分」として扱っていたことが次の様に記されている。

鶴崎村は港に接していたため「船頭や水夫（かこ）等のいわゆる士分の者が……」（『大分県史』）と。

当時寛永十一年（一六三四）の豊後細川領の浦船うらふねの数値を参考に記す。

浦船数（図七）

「かこ」の在所 三六 「かこ」数 六五一

船総数 一三六 大船 七

小船 七二 唐綱船とあみかね 〇

狛船りょうぶね 五四 はし船 〇

平田船 〇 川船 〇

柴船しば・草刈船

こえ船・藻取船計もとり 三

「大船」とは貨物輸送する廻船かいせん（海運）で八端帆はちたんぼ（九

〇石から百石）以上の積み荷をする船。「小船」とはそ

れ以下の積み荷をする船。狛船とは小型の魚取り船。

「唐綱船」とは投綱船のこととおもわれる。

ここに記されている「浦」とは、鶴崎から佐賀関・一

尺屋に至る浦々のことである。それにしては、狛船が少

ないといふことは、当時の魚業は特定の者しか出来ない

職業で、というのも魚を食するものは、大名・上級武士・

富豪に限られていたようである。魚業をするものは、こ

れら特権の階級の「御用聞」といった者のみが出来る職

業であったと思われる。

横灘にも別符浦・浜脇浦があったが、浦手を形成するだけの專業（漁業）集団は、存在していなかったのが実情と判断される。が別符浦には廻船があったといえるのは、横灘手永の「かこ」と兵衛とは、筆者の先祖佐藤与兵衛勝宗（別府与兵衛又は油屋与兵衛）のことで、勝宗の祖父佐藤喜兵衛門尉勝信と父喜衛門尉勝重をはじめ代々の与兵衛の墓石は、野口原墓地に現存している。江戸時代を通して、墓石を立てることが許されたのは、庄屋と同等か、それ以上の家格に限られていたという。

佐藤与兵衛家は、徳川幕府油座の全国通行御免の免許が与えられた油屋として、灯明油の原料胡麻を奈良法蓮町に船で送っていたという。

油屋が廻船を持っていたことは、つぎの学説で十分と考えられる。

『油屋・鍋屋なべやといった初期豪商的船持ち商であった』。  
『九州と都市・農村』近世初期熊本藩領の経営発展について 吉村豊雄氏

## ○鍛治

別府村の一人の鍛治は、浜脇村で二人、由布院で二人、

木付で五人の十人が記されている。木付の五人の内四人は歳田・加貫等の木付廻御給人方海岸部でしめられている。と言うことは、当時の鍛治は農具のみで無く、船具も造っておったと思われる。このことは、当時すでに別符・浜脇・木付では造船が行われていたことが想像される。

## 大工

「郡帳簿」に記されている二人の大工は、由布院と木付にそれぞれ一人で、横灘にはいない。

この大工とは、住み家の大工と異なり社寺大工のことと思われる。ということとは、社寺の多い所に大工が存在していることで想像される。

坊主は、横灘では別符村（西法寺）と浜脇村（長覚寺）の二人二寺が、由布院では十六人の八寺。木付は六人の六寺。合計二十四人の十六寺が「郡帳簿」に記されている。

当時の百姓住家は、建築物と云われる代物でなく、堀立て小屋的であつたのではなからうか。故に建築物とは神社・仏寺でこれ等の建築たずねに携ともなう棟梁とうりょうを大工と呼んだ

と思われる。

隷属農民（下人・下女・名子）

下人・下女は、借金のため年季奉公に入れられたもので、結婚は認められず、主家に住みつき雑役や田畑の労働に従事していた。年季があけても、借財が返済出来ない限り解放されなかった。

名子は主家の小作人で、田畑・種子・農具・住み家を借りて耕作を行なう百姓崩れ・逃散者で、主家の命令には何をおいても遵わなければならなかった。名子は言い換えれば家来百姓であったと言える。

○横灘四ヶ村と立石村の内訳（図八）

村名	石高（斗以下略）	家数	男女数	惣庄屋	百姓数
別符	六四九石	一〇九軒	四〇一人	一人	七四人
石垣	七七二石	一〇〇軒	二九三人		三八人
浜脇	八〇二石	一一〇軒	二九六人		六五人
小野小平	九一石	一〇軒	三三人		四人
立石	五六〇石	五七軒	一四七人		三四人

計 二八七二石 三八六軒 二一九三人 二一五人  
 前表の百姓数は、惣庄屋・頭百姓（小庄屋を含む）・小百姓・百姓神主・坊主・百姓鍛冶・百姓大工・百姓かこを含めた数

○村別下人・名子及び牛馬の数（図九）

村名	下人	名子	牛	馬
別符	七一	二九	七〇	二七
石垣	二七	五一	八一	七
浜脇	三五	二九	五七	四
小野小平	三	五	七	二
立石	一一	一九	四一	六

表八・九で判断する限りでは、五ヶ村の中では別符村の百姓数が一番多いのに、石垣・浜脇より石高（生産高）が低く、下人数と馬の数では石垣・浜脇を凌駕しているといえることは、田畑の耕作以外の仕事に下人と馬が当てられていたと思われる。考えられることは、人物の運搬（陸上・海上）に当てられていた。また、別符

村には裕福な家が多く、馬を交通手段に利用していたともいえる。

下人が多いという事は、それだけ金銭の貸借が行なわれたということ、分限者ぶんげんしやが多いということになる。別符村の名子が、石垣にくらべて半数近くの数値であるということは、別符には大地主百姓が、石垣程いなかっただけということとなる。

### ○百姓（耕作者）

当時村人の身分は、武士を除いては全て百姓で、食物の自給自足を建て前としていた。横灘の手永帳簿では職業の鍛冶・「かこ」が書き込まれているが、手永集計ではそれぞれ百姓鍛冶・百姓加子かこになっている。

別府村一向宗いっしやうの西法寺は、妻と二人に同宿一人・下人三人・下女二人・牛一疋・馬一疋が記されておる。どう見ても農業を行っていることが窺うかがえる。

これに対し濱脇一向寺の坊主祐念は、女房と二人暮しで下人・下女・名子を抱えておらず、牛・馬も飼育していないので、農業を行っていたとは思われない。なぜならば、百姓としての条件の第一に、家畜の飼育が挙げ

られる。当時は肥料としては、畜舎より出る堆肥に依存しており、水田耕作には人力の数倍の力を発揮する家畜、特に牛に依存していたので、当時の農業経営には家畜の飼育が絶対条件であったと思われる。

横灘と立石村を含めた堀助丞管轄下の五ヶ村の百姓の内訳を図にしてみる。

### ○百姓の内訳〔図一〇〕

百姓数には庄屋頭百姓小百姓鍛冶かこ坊を含む

村名	百姓数	牛なし百姓	下人下女名子なし百姓
別符	七四	一一（小百姓）	六
石垣	三八	三（小百姓）	一七
濱脇	六五	一二	一五
小野小平	四	〇	〇
立石	三四	〇	一三

（濱脇牛なし百姓二二の内訳小百姓一〇、寺僧一、か

こ一）

（立石の下男下女名子なしの内一は下肝煎きもいり）

別符村牛無し百姓の内使用人有無〔図十一〕

下人下女名子を抱えている	一
下人下女を抱えている	一
下人のみ抱えている	一
下女のみ抱えている	二
名子のみ抱えている	一
下人下女名子いずれも抱えていない	五

〔図十一の内、牛無しで下人・下女・名子も抱えていない五人は、身分は百姓であるが農業以外で生計を賄<sup>まかな</sup>っていたのではあるまいか。

別符村の百姓数七四の内、家族の者を下人下女として、質に入れると考えられる百姓は、自分では下人・下女・名子を抱えていない、この該当者は六となる。また家畜を飼育するために家族の質入れが有るとすれば、別に九該当者が加えられ、該当合計一五の百姓となる。これに対し質入れされた下人・下女の数は一二三の多くになっている。別符村内だけで、下人・下女の供給がなされたとは考えられなく、広く近郊にまで及んでいたことが想

像される。

下人・下女が多くいることは、それだけ裕福な百姓がいるということであろう。

百姓に対して下人・下女の比〔図十二〕

村名	百姓数	下人下女数	百姓一人当たり
別符	七四	一二三	一・六
石垣	三八	五七	一・五
濱脇	六五	五七	〇・八
小野小平	四	七	一・七
立石	三四	二二	〇・六

村内百姓の平均富裕度では、小野小平、別符、石垣、濱脇、立石の順となる。

別符村百姓の年令について

六十才以上の百姓〔図十三〕

小百姓与八郎 六一

小百姓太郎次郎 六〇 小百姓五郎兵衛 六〇

小百姓弥左衛門 六〇 かく孫左衛門尉 六〇

頭百姓神主 六〇 かく与兵衛の親 六〇

喜衛門尉 六〇

頭百姓甚兵衛の親 小百姓勝次郎の親

惣介 六〇 新衛門尉 六〇

以上九名。

五七才以上の女〔図十四〕

(六〇才以上の該当者なし)

小百姓与八郎の

女房 五九

頭百姓神主の 小百姓太郎次郎

女房 五八 女房 五八

小百姓五郎兵衛の 小百姓弥左衛門の

女房 五八 女房 五八

頭百姓甚兵衛の親 小百姓藤次郎の親

惣介女房 五八 新衛門尉女房 五八

かく与兵衛の親

喜衛門尉女房 五七

以上八名

六十二才以上の百姓の記載が無い。それは該当生存者がいないのか。又は該当者はいても、夫役不能の状態で記載されていないと言う説もあるが……。

図十三・十四による、百姓六〇才以上の長命者九名の内一人を除いた八名の女房は、全て五七才以上であり、除かれた「かく」孫左衛門尉六〇才の女房は四九才である。高齢の夫婦が、男女ともいかに長命を保ち得るかを示しておる。

下人下女の最少年令〔図十五〕

下人 下女

頭百姓甚兵衛 小百姓甚三郎

下人鬼房歳九 下女いま歳十一

小百姓五郎兵衛 小庄屋甚衛門

下人天然歳一〇 下女亀 歳十七

頭百姓 弥衛門

下人 太郎 歳一一

小百姓 助太郎

下人 天然 歳一二

惣庄屋 助丞

下人 菊松 歳二三

別符村の下人で、一三才以下は五人。これに対し下女は、右図のごとく一七才以下でも二人しかいない。男は一〇才前後で下人となれるが、女は特定を除いては、一七才以上でなければ下女にはなれなかったとも思える。一七才以下の下女は、石垣では二人。浜脇では一人。小野小平・立石は○。五ヶ村の下女一〇八人中、一七才以下は五人の少数である。

別符村の下女総数五二人の平均年令は三二才になっている。

名子の年令〔図十六〕

最高年齢者

最年少者

頭百姓 神主

名子 籐九郎 歳五七

小百姓 甚七

名子 新三郎 歳五五

男子は十四・五才で一人前と見なされ、牛馬を使いこなすように仕込まれていた。

別符村百姓階級別平均使用人と家畜数〔図十七〕

頭百姓には鍛冶かこ寺を含む

小百姓 久七

名子 少五郎 歳一七

小百姓 助六

名子 乙松 歳一八

下人数	名子数	牛	馬
惣庄屋	七	三	五
小庄屋	五	一	三
頭百姓	二・四	一	一・七
小百姓	〇・四	〇・一	〇・六

名子は夫婦者・独り者・子持ち等があるが全て一人として計上している

### 百姓の姓名

大友氏の滅亡によりかなりの数の武士が、百姓になっ

たと伝えられている。当然武士に通用する名と、百姓身分の名とは異なって然るべきで、たとえ武士を捨てた百姓でも、武士時代の名を残しておると思えるので、調べることにした。

別符村の場合

丞は惣庄屋一人。これに対し「何の尉」が二人。

「何衛門」が一九人、名を重ねて、例えば「太郎次郎」のようが四人、「何五郎」のごとく数字を用いたもの八人、その他となっている。以上の名を身分毎に表してみる。

名の身分毎〔図十八〕

	何の尉	何衛門	名を重ねた	数字を用いた
小庄屋	一			
頭百姓		五		
小百姓	九	九	一	
名子	一	一		二九
下人			三	五五
鍛冶	一			

かこ 一  
親 一 二

右図で、もっとも百姓らしからぬ「何の尉」のものが、武士を捨て百姓になったものと判断される。それは、武士が百姓になるのには土地を手に入れなければならぬが、武士は知行地以外には自分の土地は無かった。それゆえ検地余りの地を、分けてもらって小百姓になるか、百姓に頼んで名子になるかしか百姓にはなれなかった。そういうわけで、「何の尉」のものが、一番武士を捨てて百姓になったものと判断される。武士を捨てて百姓になった者の中には、郎党を連れて百姓になったものがあり、郎党は下人となって主従関係を維持したままであった。横灘石垣・浜脇・小野小平・立石で、尉を名乗るものは石垣村の三。浜脇では五。小野小平は二。立石は二となっている。丞・尉は、共に古の衛門府・兵衛府・検非違使等の官位名で、丞は三等官・尉は四等官となっていたようである。

一方、別符の「何衛門」は、本百姓によって占められており、ただ例外の名子一名は、逃散者か百姓崩れと判

断される。別符以外の横灘で何衛門を名乗るものは、石垣は八。浜脇は一六。水野小平〇。立石は五となつてゐる。衛門は、木を横たえた粗末な門のことで、転じて隠者の居を言うところである。

当時は父祖よりの何丞・何尉・何衛門の名は襲名されており、何衛門は代々の有力百姓家が用いた家格を表す名と判断される。丞・尉は武家が多く用いたもので、百姓で丞・尉のついた者は、元々は武士の出を表した家格と考えられる。

## 〇ま と め

江戸時代初期の別符村は、木付城主松井康之が任名した横灘手永惣庄屋堀助丞の下に、頭百姓の中より選ばれた村庄屋の小庄屋甚衛門。その下に頭百姓・小百姓という地主百姓で構成され、百姓は名子・下人・下女の隷属農民を抱えていた。

百姓の兼業として宗教の神主・寺僧・没、そして職業として鍛冶・「かこ」没等がそれぞれ存在していた。

別符村内の家数は百九軒。家を持ちうる人は惣庄屋を含め七四人。家数には、百姓自身の住み家をはじめ、名

子・下人・下女を住ませる家、それ以外にも蔵・小屋・畜舎等が含まれておるのであろう。石垣村の場合、家数は九五間〔軒〕で、如何なる人物が住居していたか記された慶長一四年の「横灘家付・人付・牛馬御改帳」の内、石垣村のみ実存しており別符村の分はない。

当時の住み家は、藁葺きの田の字型に仕切られた間取りの筵敷きと板敷きの部屋と、土間とからなり、土間には竈があり、作業場として使われ、中には畜舎にも使われていたようである。よほどの分限者でない限り畳敷きの部屋と独立した納屋〔畜舎と作業場〕は持てなかつた。仕事着は、男は腰までの半天に股引を着用し、足中を履き、女は襦袢にすねあて・手甲をつけ、腰巻きに前垂れを付けていたことが、江戸時代の代表的百姓姿とされているので、当ても大差ないものと判断される。

「御年貢を納めると、残りは藁と麦」といった重税。藩領地は『六公四民』幕府領は「五公五民」。食事は紋日以外は麦・雑穀を主食としており、それも食べられれば上等といった生活であつたらしい。当時の横灘の百姓の衣食住の生活についての史料は、皆無で想像するしかない。

別符村には別符浦という当時の港があって、海上・陸上交通の基地的要衝であった。

別符浦とは旧流れ川河口が想像されており、それを中心とした北浜・仲浜・南浜の海浜と、その背後の現在の北町・仲町・南町の集落で成り立っており、慶長の大地震以前の海岸線は、現在の秋葉神社前の旧国道の線で、目の前には久光島が浮かんでいたが、慶長の大地震（一五九六）で発生した大津波と、慶長三年（一五九八）鶴見山の山崩れの泥流で、海は埋まり没久光島は埋没した。久光島の生き残りは、仲町に避難したと伝えられている。仲町には、「土居」と「蔵屋敷」の地名が現存していた。土居とは「土壘に囲まれた」ことを意味し、蔵屋敷は「年貢米の貯蔵」を意味するもので、両地名が当時よりの存在が認められれば、横灘の中心は仲町であったことになる……?。

鶴見山の山崩れの翌年、松井佐渡之守康之は、徳川家康より達見郡横灘・由布院を任せられ、細川藩よりは国東・速見の六万石監視のため、木付城に入城する。康之の生存中は、家康から預かった幕府領由布院・横灘に掛かる年貢の上納は免じられていたというから、他の藩領

と異なり、横灘衆はそれほどの重税に苦しむようなことは無かったと想像される。

横灘の『改帳』（手・永帳簿）の表紙は「豊後国速見郡之内御蔵納横灘人畜御改之帳」と書かれている。由布院手永帳簿（改帳）三冊の表紙は「豊後国達見郡由布院江戸御料所分人畜改帳」となっている。同じ幕府領でも「御蔵納」と「江戸御料所」との異なった表記がなされているが、特別な意味があるのか不明である。

松井康之の名言を記して終わりとした。

「土は武を以て名を成すべし。われ結髪けつぱつの頃より軍に従うかな、大小百余戦。必ずしも尠すくなしとせず、その将を斬り、旗を折るの功、敢えて誰人にも譲らず。然れど衆人皆言ふ、百事治まらざれば、乃ちこれ康之に問へ。われ、その何故たるを知らず」

（終）

参考資料

『小倉藩人畜改帳』 日本近世史料

一卷・五卷

『西南地域の史的展開』

細川小倉藩人畜改帳の考察

『九州と都市・農村』

近世初期熊本藩領の経済発展について

『大分県史』

近世編熊本藩領農村構造と農民の生活

『別府史談』

第二号「別府大庄屋初代掘助之丞について」

第五号「小倉藩人畜改帳について」

『別府温泉名勝史談』

松原公園

『別府近世旧家略譜』

松井佐渡守康之の事

『別府郷土資料第二号』

油屋順策と八幡油座

《補記》『小倉藩人畜改帳』とは

後藤重巳（会員）

和泉守護家末流の細川忠興（三斎）は、織田信長・豊

臣秀吉の重臣であったが、秀吉の死後は徳川家康に接近し、関ヶ原戦（一六〇〇）のち豊前小倉に封ぜられ、最初中津にいたが二年後には小倉に移った。忠興はその子忠利とともに中津と小倉を本拠に、寛永九年（一六三二）に肥後熊本に転封になるまでの三十二年間、豊前八郡と豊後の国東・速見の二郡（計約四十万石）を支配した。

その間の慶長十四年と慶長十六年（一六一一）、細川氏は豊後速見郡の内、杵築（当時は木付と表記）と老臣の松井康之が預かっていた由布院・横灘（現別府市域）の家・人・牛馬数などの調査を実施した。これらは「人付帳」「家並人付帳」とか「人畜改帳」と題されているが、便宜的に統一して「小倉藩人畜改帳」と総称されている。さらに忠利が家督を継いだ元和七年（一六二一）の翌年には、領内全郡の村高を含めた人畜改めを実施した。この人畜改帳は、江戸時代初期の東九州地域の村落・家などの実情を知る上に極めて貴重な史料であるが、「横灘」と呼ばれた郷土別府市域のものが残っていることは、まことに幸運である。